

○市民ホール設計者選定委員会設置要綱

(平成24年8月14日)

市民ホール設計者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 市民ホールの建設に係る基本設計を行う設計者（以下「設計者」という。）の選定について、透明性及び公平性を確保するとともに、質の高い基本設計の実現を図るため、市民ホール設計者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、設計者を選定し、当該選定の結果及び選定の経過その他の事項を市長に報告するものとする。

2 委員会は、前項の規定による選定に当たり、次に掲げる事項について調査し、検討する。

(1) 設計者の選定の方法に関すること。

(2) 設計者の選定の基準に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、設計者の選定に関し、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、7人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する者及び文化部長をもって組織する。

(1) ホールの施設設計等に関して専門的な知識を有する者

(2) ホールの舞台設備等に関して専門的な知識を有する者

(3) ホールの管理運営等に関して専門的な知識を有する者

(4) 文化政策、アートマネジメント等に関して専門的な知識を有する者

(5) 都市計画及び景観等に関して専門的な知識を有する者

(任期)

2 委員の任期は、平成24年度の末日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(委員以外の者の出席等)

第6条 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、その会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、文化部文化政策課において処理する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年8月14日から施行する。